

「契約者手続サポート制度」 (保険契約者代理特約)のご案内

例えば、こんな不安はありませんか？

契約者が将来、認知症などで意思表示が
難しくなってしまったら…



契約者

契約者のためにまとまったお金が必要なのに
手続きができない…



契約者の
ご家族

そもそも、どんな保険に入っていたんだっけ…



MYリンク
コーディネーター

**契約者手続サポート制度を
利用すれば安心です！**

ぜひ、本制度の申込みを検討ください！

まずは、契約者が**保険契約者代理特約**を付加し、**契約者代理人**を
あらかじめ指定してください

契約者代理人を指定するメリット

メリット1 契約内容をいつでも確認できます

メリット2 契約者が意思表示困難な場合、**手続きを代理**できます。
また、災害等の際は、**緊急連絡先(第二連絡先)**となります

詳しくは中面・裏面を確認ください

この資料は、「保険設計書(契約概要)」の補助資料であり、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。
保険商品をご検討いただく際には、「保険設計書(契約概要)」を必ずご確認ください。
なお、ご契約の際には、「保険設計書(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり 定款・約款」
を必ずご確認ください。

「第二連絡先」を登録済の方へ

●MY安心ファミリー登録制度●

- 契約者が、あらかじめ契約者以外の連絡先(第二連絡先)を登録します
- 災害等で契約者に連絡がとれない場合に、第二連絡先に契約者の最新の連絡先を確認する制度です

※詳細は、別途「MY安心ファミリー登録制度」専用パンフレットを確認ください

- Point**
- 契約者代理人は、緊急連絡先として自動設定されます
 - そのため、第二連絡先には別途、契約者代理人以外の別居家族等を指定ください

〈参考〉契約者代理人と第二連絡先の違い

	契約者代理人	第二連絡先
緊急連絡先	○	○
契約内容の照会	○	×
代理手続き	○	×



Q&A

Q 複数の契約があります。契約者代理人は契約ごとに指定できますか？

A 契約ごとに別の方を指定できます

Q 子どもを契約者代理人にしたいのですが、遠方に住んでいます。指定できますか？

A 遠方の方でも指定できます。その場合は、オンライン面談等でアフターフォローします

電話による契約内容の問い合わせ窓口

！本制度の利用(特約の付加・手続き等)は、担当のMYリンクコーディネーターに連絡ください

コミュニケーションセンター

高齢のお客さま専用窓口

☎0120-662-332

☎0120-809-127

月曜～金曜 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)

※当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から、通話内容を録音しております

チャットサービス等、
さまざまな窓口を用意して
います

お客さま
サポートは
こちらから



「みんなにやさしい保険アクセス」(金融包摂)の取組み

社会に暮らす人々の多様性が広がるなか、当社は、高齢の方をはじめ、**さまざまな特性をお持ちのお客さまの不便を解消する取組みを「みんなにやさしい保険アクセス」として推進**しています。
「契約者手続サポート制度」は、こうした取組みの一環として、お客さまの声をふまえて開発したものです。今後とも「みんなにやさしい保険アクセス」の取組みの高度化を図り、きめ細やかなアフターフォローを通じて生涯にわたって支え続けることで、お客さまとの共通価値を創造してまいります。

「みんなにやさしい
保険アクセス」の
詳細はこちらから



生命保険募集人は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。
したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

担当者

明治安田生命保険相互会社

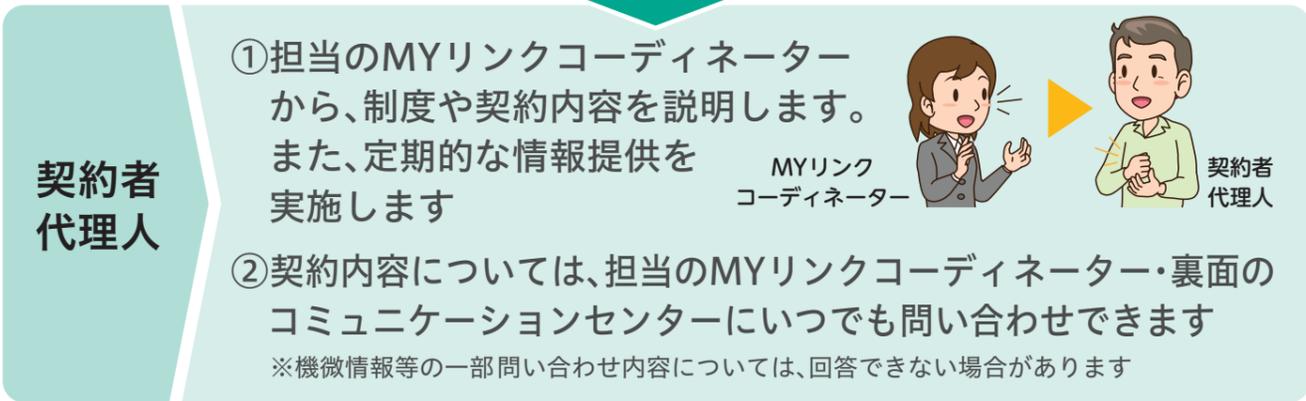
本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

TEL 03-3283-8111 (代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

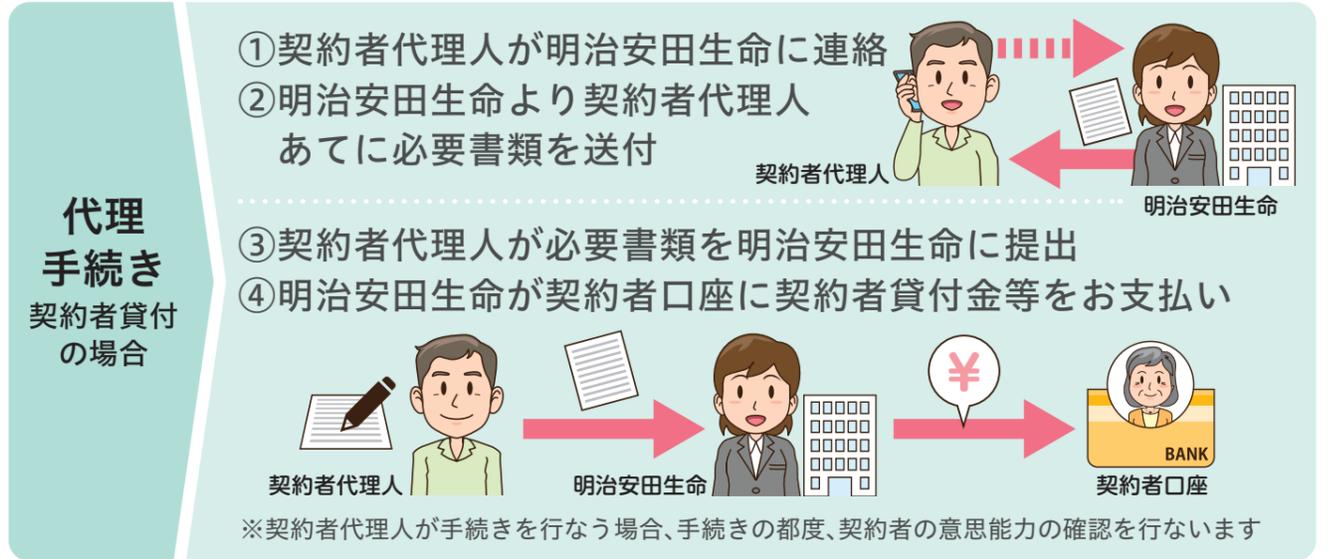
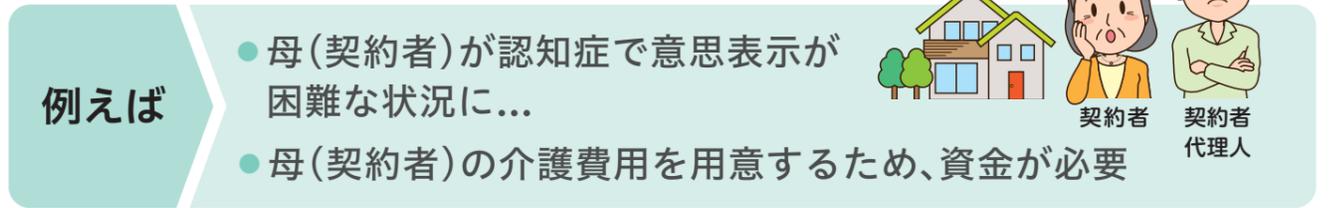
メリット
1

契約者代理人は契約内容をいつでも確認できます



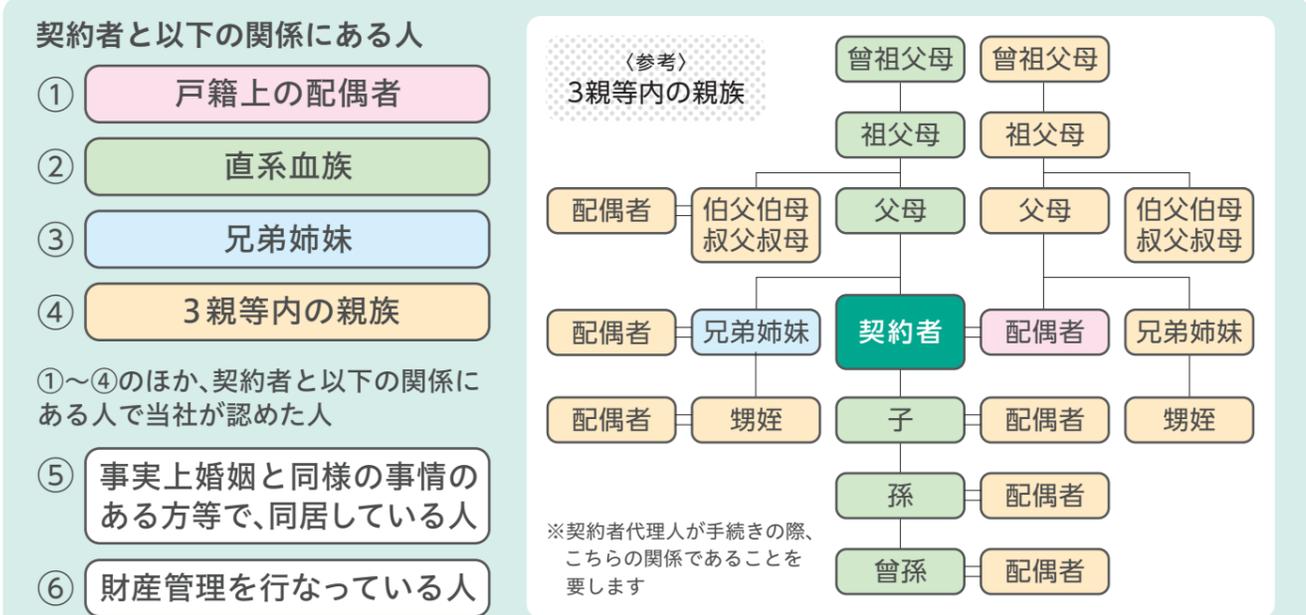
メリット
2

いざというとき、契約者代理人が代わりに手続きできます



契約者代理人の指定

以下①～⑥の範囲から、契約者代理人を1人指定できます



Point
死亡保険金受取人と同一人の指定を推奨します
※別人の場合、手続きによって、受取人の同意等が必要になる場合があります

主な対象手続き

○…可能 △…一部可 ×…不可

お手続きの種類	対象	備考	
登録情報変更	届出住所・連絡先の変更	○	
	解約・減額の請求	○	
保険金などの請求	契約者貸付手続き	○	
	死亡保険金の請求	△	契約者 = 死亡保険金受取人の場合に限る
	満期保険金の請求	△	契約者 = 満期保険金受取人の場合に限る
	年金開始手続き	△	契約者 = 年金受取人の場合に限る
	入院給付金等の請求	×	代理請求特約(指定代理請求制度)で対応
契約内容の変更など	毎月お払込みいただく保険料		
	保険料の減額	○	
	振替口座の変更	○	契約者本人名義の別口座への変更
	契約関係者などの指定・変更		
	契約者	△	被保険者 ≠ 契約者代理人で、被保険者を新たな契約者とする場合に限る
	死亡保険金受取人	×	
	満期保険金受取人	×	
年金受取人	×		
契約者代理人	×		
第二連絡先	×		

※対象外の契約: 契約者が法人となる契約・銀行等金融機関から加入の契約・学資保険
※保険商品や加入時期により、代理できる手続きが異なる場合あり